

平成 28 年度 共通仕様書（業務委託編） 改正概要  
（平成 28 年 10 月 1 日改正）

No.	項 目	内 容	備考
1	共通 受発注者の責務	項目を「受注者の義務」から「受発注者の責務」に改正し、下記を追記 「受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。」	(I)9 (II)22、524
2	共通 提出書類 テクリスの登録	業務完了後の訂正等に関する文言を追記 「また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。」	(I)11、201 (II)24、526
3	共通 ワンデーレスポンス	業務委託においてもワンデーレスポンスに努める旨を追記	(I)11 (II)24、527
4	共通 業務計画書	業務計画書の実施方針及びその他必要事項に、「個人情報 <del>の</del> 取扱い」、「安全等の確保」及び「行政情報流出防止対策の強化」に関する事項を含めると追記	(I)12 (II)25、527
5	共通 土地の立入り等	身分証明書の返却 「立入り作業完了後 10 日以内」 → 「立入り作業完了後 10 日以内 <u>（休日等を除く）</u> 」	(I)13 (II)25、528
6	共通 文言修正	「業務完了報告書」 → 「委託業務完了届」	(I)13、14 (II)26、528、529
7	共通 再委託	契約書のただし書きに記載している「軽微な部分」に該当する作業の追加 ※「軽微な部分」の再委託については、発注者の承諾は必要無い	(I)16 (II)28、531

No.	項目	内容	備考
8	共通 個人情報の取扱い	マイナンバー制度の施行に伴い、下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令に「<u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</u>」を追加</li> <li>・「6. 再委託の禁止及び再委託時の措置」として、<u>個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう措置を講ずる旨</u>を追記</li> <li>・「9. 管理の確認等」において、<u>個人情報の内容に応じて、その管理の状況を年1回以上発注者に報告する旨</u>を追記</li> </ul>	(I)17、18、 206、207 (II)29、531
9	共通 行政情報流出防止対策の強化	業務計画書に <u>流出防止策</u> を記載する旨を追記	(I)19、207 (II)31、533
10	共通 保険加入の義務	保険加入の義務を新たに記載 「受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」	(I)21、208 (II)32、535
11	測量業務 第6条業務の実施	製品仕様書に定めのない場合の作業規程の参照先を明確化 「規程第5条第3項」→ 「規程第5条第3項 <u>第一号及び第二号</u> 」	(I)9
12	測量業務 第16条関係官公庁への手続き等	下記を追記 「3. 受注者は、測量法第14条、第21条、第23条、第37条、第40条等の届出に必要な資料を作成し監督員へ提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。」	(I)12
13	測量業務 第17条地元関係者との交渉等	5. 受注者は、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合 「指示に基づいて」→「 <u>監督員の指示</u> に基づいて」	(I)13

No.	項 目	内 容	備考
14	土木設計業務等 第1編 第1章 総則	第1102条用語の定義 「提示」とは、受注者が監督員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」を追記	(Ⅱ)22
15	土木設計業務等 第1編 第2章 設計業務等一般	第1211条設計業務の成果の数量計算書の取りまとめ方 「土木工事数量算出要領数量集計表様式(案)(国土交通省)」→ <u>「福島県土木部数量総括表作成要領」</u>	(Ⅱ)36
16	土木設計業務等 第1編 第2章 設計業務等一般	第1212条環境配慮の条件 「4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月法律)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。」を追記	(Ⅱ)36
17	土木設計業務等 第2編 第1章 河川環境調査	第2節環境影響評価 対象とする省令を最新へ更新	(Ⅱ)41
18	土木設計業務等 第2編 第1章 河川環境調査	第3節河川水辺環境調査 「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]」を最新へ更新	(Ⅱ)46
19	土木設計業務等 第2編 第1章 河川環境調査	第3節河川水辺環境調査 第2112条魚類調査 「河川水辺の国勢調査入出力システム[河川版]」を最新へ更新	(Ⅱ)47
20	土木設計業務等 第2編 第2章 河川調査・計画	第6節河道計画 第2212条河道計画 (4)河川特性の把握 「受注者は…調査項目に対し、現況河道解析を行うものとする。」 ↓ 「受注者は…調査項目を行い、河川特性を把握するものとする。」	(Ⅱ)60
21	土木設計業務等 第2編 第2章 河川調査・計画	第12節洪水予測システム検討 第2218条洪水予測システム検討 「資料収集洪水」→「資料収集する洪水」	(Ⅱ)75

No.	項目	内容	備考
22	土木設計業務等 第2編 第3章 河川構造物設計	第4節樋門設計 第2310条樋門詳細設計 5)ゲート工及び操作室の設計で以下のとおり改正 ・②ゲート開閉機設備 「なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。」を追記 ・「管理橋」を新たに記載 「管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。」	(Ⅱ)91
23	土木設計業務等 第4編 第3章 砂防構造物設計	第1節砂防構造物設計 第4304条砂防堰堤及び床固工詳細設計 1)本体工設計に「 <u>流末処理工</u> 」を追記	(Ⅱ)176
24	土木設計業務等 第4編 第3章 砂防構造物設計	第7節成果品 第4319条成果品 ・成果品一覧表のタイトルを明確化(例) 改正前：表4.3.1 予備設計成果品一覧表 改正後：表4.3.1 <u>砂防堰堤及び床固工</u> 予備設計 成果品一覧表 ・設計項目「数量計算」の成果品 「 <u>数量計算書</u> 」へ統一	(Ⅱ) 195～206
25	土木設計業務等 第5編 第1章 ダム環境調査	第2節環境影響評価 対象とする省令を最新へ更新	(Ⅱ)241、244
26	土木設計業務等 第5編 第1章 ダム環境調査	第3節ダム湖環境調査 「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[ダム湖版]」を最新へ更新	(Ⅱ)246
27	土木設計業務等 第6編 第4章 道路設計	第2節道路設計 第6408条道路詳細設計 (6)小構造物設計で「 <u>照明施設は除く</u> 」を追記	(Ⅱ)374

No.	項目	内容	備考
28	土木設計業務等 第6編 第4章 道路設計	第7節一般構造物設計 第6423条一般構造物予備設計 「 <u>発注者</u> は2)の擁壁・補強土工・U型擁壁…」 ↓ 「 <u>受注者</u> は2)の擁壁・補強土工・U型擁壁…」	(Ⅱ)388
29	土木設計業務等 第6編 第4章 道路設計	第9節成果品 第6430条成果品 一般構造物設計成果品の項目を追加	(Ⅱ)396、401
30	土木設計業務等 第6編 第4章 道路設計	第10節盛土・切土設計を新たに記載 ・第6431条 盛土・切土設計の区分 ・第6432条 盛土・切土予備設計 ・第6433条 盛土・切土詳細設計 ・第6434条 成果品	(Ⅱ)401-1 ～401-5
31	土木設計業務等 主要技術基準及 び参考図書	主要技術基準及び参考図書の更新及び追加	(Ⅱ)502～ 504、506、510 ～515
32	地質調査業務 第1編 第1章 総則	第102条用語の定義 「 <u>請負者</u> 」→「 <u>受注者</u> 」	(Ⅱ)524
33	地質調査業務 第1編 第2章 ボーリング	第1節機械ボーリング 第203条調査等 4. 掘進 「(1)掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。」を削除	(Ⅱ)536
34	地質調査業務 第1編 第2章 ボーリング	第1節機械ボーリング 第203条調査等 5. 検尺 「(2)掘進長の検尺は、…残尺を <u>検尺</u> の後、ロッドを引き抜き確認を…」 ↓ 「(2)掘進長の検尺は、…残尺を <u>確認した</u> 後、ロッドを引き抜き、 <u>全ロッド長の確認</u> を…」	(Ⅱ)537

No.	項目	内容	備考
35	地質調査業務 第1編 第4章 サウンディング	第1節標準貫入試験 第401条目的 「標準貫入試験は、原位置における <u>土</u> の硬軟や、締め具合の <u>相対値</u> を知るとともに、 <u>試料採取</u> することを目的とする。」 ↓ 「標準貫入試験は、原位置における <u>地盤</u> の硬軟や、締め具合の <u>判定</u> 、及び <u>土層構成</u> を把握するための <u>試料採取</u> することを目的とする。」	(Ⅱ)540
36	地質調査業務 第1編 第4章 サウンディング	第2節スウェーデン式サウンディング試験 第404条目的 「 <u>比較的浅い原位置地盤</u> 」→ <u>「深さ10m程度の軟弱地盤」</u>	(Ⅱ)540
37	地質調査業務 第1編 第4章 サウンディング	第5節簡易動的コーン貫入試験 第414条試験等 「 <u>斜面の確度</u> 」→「 <u>斜面の斜面角度</u> 」	(Ⅱ)541
38	地質調査業務 第1編 第5章 原位置試験	第2節地盤の平板載荷試験 第504条目的 「 <u>平板載荷試験は…地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・地盤などの地盤反力係数…</u> 」 ↓ 「 <u>平板載荷試験は…地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・地盤などでは地盤反力係数…</u> 」	(Ⅱ)542
39	地質調査業務 第1編 第5章 原位置試験	第7節速度検層 第519条目的 「 <u>地盤内を伝搬</u> 」→「 <u>地盤内を伝播</u> 」	(Ⅱ)544
40	地質調査業務 第2編 第5章 すべり面調査	第3節雨量観測を新たに記載 第1712条雨量観測 「 <u>地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために降雨量を計測する場合は、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</u> 」を追記	(Ⅱ)564

No.	項目	内容	備考
41	災害復旧事業業務	<p>以下のとおり文言修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>測量作業</u>共通仕様書」→「<u>測量業務</u>共通仕様書」</li> <li>・「<u>設計業務委託</u>共通仕様書」→「<u>土木設計業務等</u>共通仕様書」</li> <li>・「<u>竣工時</u>の提出用図面」→「<u>完了時</u>の提出用図面」</li> <li>・「福島県公共測量作業規程第2章第3節並びに第4節」→「福島県公共測量作業規程第4編第2章第3節並びに第4節」</li> <li>・「<u>照査技術者</u>」→「<u>受注者</u>」</li> </ul>	(Ⅱ)647、648 650、654、655
42	提出書類一覧	<p>委託業務着手届の提出期日</p> <p>「契約後 <u>10</u> 日以内（休日等を除く）」→ 「契約後 <u>15</u> 日以内（休日等を除く）」</p>	(Ⅱ)675